

# 第 1 回 権利擁護部会

## 議 事 録

日 時：2019年7月2日（火）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから第1回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の小関と申します。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、権利擁護部会の開催に当たりまして、何点かご報告させていただきます。

まず、臨時委員の皆様の委嘱状につきましては、本来であれば、お一人お一人に手交すべきであることは承知しておりますが、時間の都合上、誠に恐縮ですが、事前にお手元に配付させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、当部会の定足数について報告いたします。本日は、委員総数13名のうち12名の委員にご出席いただいていることから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、成立することを報告いたします。

また、当部会は公開で行いますので、市民傍聴席を設けており、現在お二人の方が傍聴にいらっしやっています。皆様の発言は、会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載することとなりますので、ご承知おき願います。

## 2. 挨拶

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、第1回権利擁護部会の開催に当たり、札幌市保健福祉局の富樫総務部長から挨拶を申し上げます。

○富樫保健福祉局総務部長 札幌市保健福祉局総務部長の富樫でございます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、権利擁護部会の委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから札幌市の福祉の向上にご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

権利擁護部会は、国が全市町村に要請している、成年後見制度の利用を促進するための基本計画を策定するため、札幌市地域福祉社会計画審議会の専門部会として組織しております。

そのため、当部会には、成年後見制度に見識が深い委員の皆様、また、地域の中で高齢者や障がいのある方など、権利擁護支援が必要な市民と日ごろから接していらっしゃる委員の皆様にお集りいただいたところでございます。

高齢社会の進展に伴いまして、認知症高齢者は、今後さらに増加することが見込まれており、内閣府におきましては、2025年、今から6年後には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるという推計も示されております。

このような現状を踏まえ、判断能力が不十分な方の意思を丁寧に酌み取り、ご本人に寄り添った形で支援を行う成年後見制度は、権利擁護のセーフティネットとして、今後ますます

ます重要性が高まることが予想されます。

しかし、残念ながら、現在この制度の利用は低迷している状況でございます。札幌市におきましても、制度の利用を促進するための体制を整備して、権利擁護支援が必要な方が住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、この制度を促進するための基本計画の策定に向け、それぞれのお立場で幅広い視点からご意見をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

#### ◎配付資料の確認

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

まず、第1回権利擁護部会の次第があり、次に、座席表、委員名簿が続きます。そして、資料といたしまして、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則、資料2の札幌市における成年後見制度利用促進基本計画の策定について、資料2の別紙として、地域連携ネットワークのイメージというカラー刷りのものがついております。続きまして、資料3の成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュール、資料4の成年後見制度に関する市民意識調査について、資料5の成年後見制度の関係機関・団体の取組状況について、最後に、第2回権利擁護部会開催日程調整表を添付しております。

皆様、資料に不足等はございませんか。

#### ◎委員、オブザーバー及び事務局の紹介

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 本日は第1回目の部会となりますので、各委員の皆様から自己紹介をいただきたく存じます。

恐れ入りますが、紙谷委員から順に、所属やお名前など、自己紹介をお願いいたします。

○紙谷委員 札幌市民生委員児童委員協議会副会長の紙谷でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○瀬川委員 札幌市社会福祉協議会で常務理事をしております、瀬川と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○赤杉委員 さっぽろ地域づくりネットワークワン・オールという、障がいのある方の基幹相談支援センターで相談員をしております、赤杉と申します。よろしくお願いいいたします。

○由井委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の会長を務めております、由井と申します。よろしくお願いいいたします。

○白戸委員 北海道地域福祉学会の監事をしております、白戸と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○畑委員 北星学園大学の社会福祉学部で教員をしております、畑と申します。主に地域福祉や高齢者福祉について研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川委員 北海道税理士会の公益活動対策部の副部長と、北海道税理士会成年後見支援センターのセンター長をしております、石川と申します。よろしくお願いいたします。

○岩井委員 私は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの役員をしております、また、日本司法書士会連合会の成年後見制度対策部の委員もしております、岩井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅委員 私は、北海道社会福祉士会道央地区支部の支部長をしております、菅と申します。ぱあとなあの運営委員も務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○関口委員 弁護士の関口と申します。現在、23人の方の後見人を務めておりますので、いろいろな意見を出せたらと思います。よろしくお願いいたします。

○半藤委員 札幌後見支援の会の会長の半藤と申します。普段は家裁の調停委員をしております。よろしくお願いいたします。

○南方委員 北海道成年後見支援センターの南方と申します。私自身も数名の後見人をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 皆様、ありがとうございました。

なお、本日は欠席しておりますが、札幌市医師会の荒木啓伸様にも委員にご就任いただいております。

続きまして、オブザーバーの皆様をご紹介させていただきます。

オブザーバーとしまして、札幌家庭裁判所と、成年後見制度の市長申し立てに関する支援、そして、市民が後見人として活動するための養成研修などを実施しております、札幌市社会福祉協議会から、それぞれ2名の方にご参加いただいております。

オブザーバーの方からも自己紹介をいただきたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○久保判事（札幌家庭裁判所） 札幌家庭裁判所の裁判官の久保です。よろしくお願いいたします。札幌家庭裁判所では、後見制度の中では、後見人の選任でありますとか、後見業務の監督などを行っているところでございます。本日はオブザーバーということで参加させていただいて、後見業務の実情とか、もし何かありましたら、こちらのほうでもお話できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○内山事務局総務課長（札幌家庭裁判所） 札幌家庭裁判所の総務課長の内山と申します。よろしくお願いいたします。

○中路地域福祉部長（札幌市社会福祉協議会） 札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の中路と申します。本日は権利擁護係長の石と参りましたので、よろしくお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 次に、当部会の事務局を担当する札幌市保健福祉局の関係職員を紹介いたします。

・高齢保健福祉部の關認知症介護予防担当課長でございます。

- ・同じく、高齢保健福祉部の上野認知症支援担当係長でございます。
- ・障がい保健福祉部の木下障がい企画調整担当課長でございます。
- ・同じく、障がい保健福祉部の石田就労相談支援係長でございます。
- ・同じく、障がい保健福祉部の就労相談支援係の加藤職員でございます。
- ・続きまして、総務部総務課の北村福祉活動推進担当係長でございます。
- ・同じく、総務部総務課地域福祉推進係の渡邊職員でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

### 3. 議 事

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、これより議事に移ります。

本来であれば、議事は議長となる部会長が進行することとなりますが、部会長と副部会長が未選出のため、議事の一つ目である部会長及び副部会長の選出につきましては、私が進行させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） ありがとうございます。

部会長と副部会長は、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則の第6条第2項に規定されているとおり、委員の互選とされております。

自薦、他薦は問いません。どなたか推薦はございませんか。

○瀬川委員 事務局案がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、事務局から提案させていただきます。

事務局案といたしましては、部会長に畑委員、副部会長に白戸委員を提案させていただきます。

畑委員は、北星学園大学で社会福祉について教鞭をお執りになっており、当部会の本体である札幌市地域福祉社会計画審議会の会長も務めておられます。

白戸委員は、以前、旭川大学で保健福祉学部の教授としてお勤めになられ、現在は札幌市市民後見推進事業運営委員会の委員にもご就任いただいております、成年後見制度に精通されております。

以上、事務局からはお二人を提案させていただきます。いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり。各委員拍手。）

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） ありがとうございます。

それでは、部会長を畑委員、副部会長を白戸委員にお願いいたします。

畑部会長と白戸副部会長には、中央の席にお移りいただきますようお願いいたします。

〔部会長と副部会長は所定の席に着く〕

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、恐縮ではございますが、お二人からご挨拶を頂戴したいと存じます。畑部会長、よろしくお願いいたします。

○畑部会長 改めまして、北星学園大学社会福祉学部で教員をしております、畑と申し

ます。先ほどご提案いただいた際にもご紹介いただきましたが、私は、札幌市地域福祉社会計画審議会でも会長を務めさせていただいております。高齢者福祉に関しまして研究を進めておりますが、今回、この部会のテーマである成年後見制度の利用促進に関しましては、皆様のほうが本当に現場で精通しておられ、多くの知見をお持ちかと思っております。この度、部会長に就任させていただきましたので、皆様のご協力をいただきながら、札幌市のより良い計画策定に努めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 畑部会長、ありがとうございました。

続きまして、白戸副部会長、よろしくお願いいたします。

○白戸副部会長 私は、以前に旭川大学の保健福祉学部で働いていましたが、元をたどれば、2000年に成年後見制度がスタートした際、北海道社会福祉協議会で権利擁護センターを作った担当者でございました。また、北海道社会福祉士会の権利擁護センターのばあとなあも作る立場にもいましたので、成年後見制度がもっともっと大きく発展する活動に参加させていただいたことを光栄に思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 白戸副部会長、ありがとうございました。

それでは、今後の進行は畑部会長にお願いいたします。

○畑部会長 皆様、改めましてよろしくお願いいたします。それでは、議事の2つ目、札幌市における成年後見制度利用促進基本計画の策定に移ります。こちらは、資料もございますので、まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、資料2の札幌市における成年後見制度利用促進基本計画の策定について説明いたします。

まず、資料2の1、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制についてでございます。

成年後見制度の利用促進に向けた市町村計画策定に当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律で、成年後見等実施機関及び関連事業者、その他関係者の連携に留意することとされているほか、当該制度に関する専門的な事項について審議する必要があります。そこで、本年4月に条例設置した札幌市地域福祉社会計画審議会の専門部会として、当権利擁護部会を組織し、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定を進めていくことといたしました。

四角で網掛けいたしました、審議会及び権利擁護部会の組織イメージをご覧ください。

札幌市地域福祉社会計画審議会については、地域福祉に関連する関係者で構成されることから、地域福祉社会計画に関する調査及び審議を行うこととしております。

また、札幌市附属機関設置条例第6条第1項の規定には、附属機関は特定又は専門の事項について調査、審議させる必要がある場合、部会等を設置することができることと定めております。そのため、当権利擁護部会は、成年後見制度の利用促進基本計画に関する調査及

び審議を行う専門部会として、先に開催した審議会から設置について承認をいただいております。

また、第6条第2項の規定に基づき、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることも併せて承認いただいておりますので、当権利擁護部会の決議は審議会の決議となります。

札幌市では、このような体制で計画策定を進めてまいります。

続きまして、2の利用促進計画策定の背景でございます。

成年後見制度は、2000年4月に従来の禁治産制度にかわって運用されてまいりましたが、その利用状況は、認知症高齢者等の数と比較して利用者数が著しく少ないとの課題がございます。

課題解決のため、国では2016年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行、翌年3月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市町村に対して、当該制度の利用促進に関する施策についての基本計画策定に努めるよう規定されました。そのため、札幌市といたしましても、成年後見制度の利用促進に向けた措置を講じていく必要がございます。

次に、3の札幌市の成年後見制度利用状況等でございます。

札幌市における成年後見制度利用者数は、2019年4月1日時点で約2,700人であり、2018年度における申し立て件数は約350件ございました。一方で、当該制度の潜在的な利用者である認知症高齢者、精神手帳及び療育手帳所持者は約11万人おり、今後も増加が見込まれることから、権利擁護支援を要する人の発見や支援に資する体制を整えていく必要がございます。

次に、4の市町村に求められる役割でございます。

国が定めた利用促進基本計画では、市町村は2021年度までに、下記の(1)から(3)の体制整備に取り組むこととされております。

一つ目は、合議制の機関の設置でございます。

これは、先ほど計画策定体制の説明の際にも申し上げた内容と重なりますが、本年4月に、札幌市附属機関設置条例を改正し、札幌市地域福祉社会計画審議会を設置、さらに専門部会として当権利擁護部会を組織しております。

二つ目として、市町村利用促進計画の策定です。

札幌市における成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、当権利擁護部会において審議を行い、2020年10月の計画策定を目指したいと考えております。

三つ目は、成年後見制度における地域連携ネットワークの整備です。

資料2の別紙、地域連携ネットワークのイメージと併せてご覧ください。

こちらは、国が示しているイメージ図でございます。

国の利用促進基本計画において、地域連携ネットワークの役割はイメージ図の左下にも記載されているように、「権利擁護支援が必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する

支援体制の構築」という三つを念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に法律の専門職等が連携する仕組みを構築するものとされ、チーム、協議会、中核機関を構成要素としております。

まず、チームですが、本人に身近な福祉、医療、地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制を示しています。

このチームの図の左側に認知症高齢者とありますけれども、認知症高齢者に対し、法的な権限を持つ後見人とその周りにいるケアマネジャー、医療機関、介護サービス事業者が本人の意思や状況をできる限り把握し、本人の自己決定権を尊重することで、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うこととなります。

次に、協議会についてですが、このイメージ図で申しますと、チームの外側、大きく楕円で囲んでいるものですが、弁護士会や司法書士会などの法律の専門職団体や地域包括支援センターなどの福祉団体、民生委員などの地域関係機関などがチームに対し必要な支援を行えるよう連携体制を強化した合議体であり、中核機関が事務局を担うことになっております。

次に、図の下部に示されている中核機関ですけれども、地域連携ネットワークの整備や運営をコーディネートするための機関でございまして、相談対応やチーム支援、協議会の開催、家裁との連携、後見人受任者調整等の支援などを行い、市町村が直営または委託により運営することになっております。

以上、国が市町村に求めている地域連携ネットワークの役割となりますが、札幌市の厳しい財政状況や国による財政措置などを踏まえ、効率的かつ効果的な体制を目指す必要があります。中核機関設置当初から優先すべき機能と、段階的に付加していく機能等を検討していく必要がございます。中核機関の機能等については、今後開催する部会においてご審議いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、資料3の成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュールをご覧ください。

本日行われております第1回権利擁護部会は、表の3段目になりまして、今後、2カ月に1度の間隔で計5回の権利擁護部会を開催する予定でございます。

第2回の部会では、他政令市の状況報告や利用促進計画の構成案などをお示しし、第3回の部会では、地域連携ネットワークの体制整備の検討などを行い、第4回の部会では基本計画の素案をお示しし、3月に行われる第5回の部会では、計画案を確定させていきたいと考えております。

続きまして、2020年度に入りまして、計画案を市役所内部の会議等に付議いたしまして、7月には計画案に対するパブリックコメントを行います。

その後、10月には単独計画として札幌市成年後見制度利用促進基本計画を策定、各機関等に計画などを配布・周知し、2021年10月には、策定した計画に基づき中核機関

を設置し、運営を開始したいと考えております。

さらに、次期利用促進計画については、札幌市地域福祉社会計画との統合を図ることを想定しており、2022年度からの審議会・権利擁護部会において検討を重ね、2024年4月には一体型計画として、利用促進計画を統合した次期札幌市地域福祉社会計画を策定する予定でございます。

計画策定に関する事務局からの説明は以上となります。

○畑部会長 この部会で策定していく札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定などについて、資料に基づき事務局からご説明いただきましたが、皆様からご質問やご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

○岩井委員 ただいまご説明をいただきましたけれども、確認させていただきたいことがあります。利用促進法第23条第2項に、条例の定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものと規定されておりますが、事務局から説明のありました条例に基づく設置というその条例は、ここで言う第23条第2項による条例のことをお示しされているのかどうかということです。

また、審議会その他の合議制の機関を置くように努めると規定されておりますが、今開かれている部会の位置付けをお教えいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 先ほど事務局から説明いたしました条例に基づく設置ですが、岩井委員のお見込みのとおり、利用促進法第23条第2項による条例となります。

次に、この部会の位置付けですが、札幌市地域福祉社会計画審議会の専門部会となりますので、審議会に属する部会、審議会と同じ位置付けでございます。

○岩井委員 そうすると、よく言われている成年後見制度利用促進条例という個別の条例は制定しないけれども、今回、札幌市で制定された中に、そのように位置付けられたものが盛り込まれているという理解でよろしいでしょうか。

個別に定めなさいと言っているわけではなく、今回は、個別の成年後見制度利用促進条例という特別なものを作ったわけではなくて、違う形のものに基づいて審議会その他の合議体があるという理解でよろしいのですね。

○事務局（富樫総務部長） 札幌市では、附属機関を設置する方法が2通りあります。一つは、それぞれの施策ごとの条例に盛り込む形で附属機関を設けるという方法です。もう一つは、札幌市附属機関設置条例という総括的な条例がございますので、その中で設置するという方法がございます。

今回の札幌市地域福祉社会計画審議会につきましては、後者の札幌市附属機関設置条例によって設置する方法でございまして、審議会の役割も記載しております。

それから、札幌市附属機関設置条例の第6条には、審議会に専門部会を設けることができるということと、専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができるという規定がございます。本年5月に開催した札幌市地域福祉社会計画審議会で、その規定に基づ

き、権利擁護部会の設置と、権利擁護部会の議決が審議会の議決とすることの承認を受けたところです。

以上です。

○岩井委員 ありがとうございます。

成年後見制度利用促進条例を個別に定めている市もあるものですから、札幌市はそういうものを予定されているのかということをお聞きしたかったのです。予定はしていないということで理解しました。

○事務局（富樫総務部長） 国が市町村に求めている内容は、審議会その他合議制の機関を条例で設置することや、利用促進計画の策定等についてです。そのため、札幌市といたしましては、国が求めている事項をまずはクリアすることを考えており、個別の条例を策定して施策を推進するかどうかは未定でございます。まずは、利用促進計画を策定することを優先に考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

他に皆様からご意見、ご確認がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○畑部会長 では、議事の（２）の計画策定体制等については、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○畑部会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

議事の（３）成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告についてでございます。

皆様のお手元にホチキス止めの資料４がございます。こちらの資料に基づいて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、事務局から、成年後見制度に関する市民意識調査の結果について説明させていただきます。

まず、資料４の１の調査概要ですが、平成３０年１２月、１８歳以上の市民５，０００人を対象として、成年後見制度に関する調査票を郵送して実施いたしました。

２の回収結果ですが、２，３９４通、４７．９％の有効回答がございました。

続きまして、３の質問項目一覧ですけれども、問１２の「成年後見制度の認知度について」から、問１５の「成年後見制度が利用しやすくなるために重要なことについて」まで、全７問の事項について回答をいただいております。

なお、設問の番号が問１２から始まっておりますが、これは、成年後見制度とは別の市政に関する質問を前段で実施しているためでございます。

では、中身に入ります。

次ページに参りまして、それぞれの問いに対する回答結果について説明いたします。

問１２の成年後見制度の認知度についての質問ですが、制度の内容まで知っていた方は２６．８％のみで、制度の名称は知っていても詳細な内容がわからない方は３８．３％、制度の名称のみを知っていた方は９．９％、名称すら知らなかったという方は２３．４％

となり、実に7割以上の方が成年後見制度についてよくわからない、全く知らないという結果でございました。

この結果からも、まずは成年後見制度の周知が重要であると考えております。

次のページの間13は、将来的な成年後見制度の利用の意向についてです。

成年後見制度を利用したいと思う方は32.2%、利用したくないという方は17.8%、わからないという方が47.7%でございました。

この回答結果で注目すべき部分としては、棒グラフの下から3番目、成年後見制度の内容を知っていたと回答した人は、利用したいと思うと答えた割合が全体と比べて13.8ポイント高い46%を占めており、制度の周知が利用促進に効果的であると考えられます。

次のページに参りまして、間13-1、後見人になって支援してほしい相手方についてです。この回答は、複数回答を可としております。

配偶者や子どもなどの親族が82.9%、弁護士や司法書士などの専門職が36.1%、社会福祉法人などの団体が14.4%となっており、身近な親族が後見人となって支援してほしいという意向が多いことが分かります。

次のページに参りまして、間13-2、成年後見制度を利用したいと思わない理由についてです。こちらも複数回答を可としております。

他人に財産を管理されることに抵抗があると回答した方が40.5%となっており、ここでも親族後見人を望む意見が多いことと関連していることが読み取れます。また、制度の内容や利用方法がよくわからないという方が34.4%、制度を利用するための手続きが複雑そうであるという方が30.5%、利用するために費用がかかるが25.5%となっており、成年後見制度そのものの周知や関連事業の周知を図り、このような不安を取り除くことで、利用促進の一助となる可能性があると考えております。

次のページに参りまして、間14、親族の後見人となって支援を行うことに対して抵抗を感じるか否かについてです。

親族の後見人になることに抵抗がない人は48%おります。ここで注目すべき結果は、棒グラフの下から3番目の成年後見制度の内容を知っている人の回答であり、支援することに抵抗がないと答えた方は全体と比べて13.4ポイント高い61.4%を占めているため、こちらも制度の周知が親族後見などに繋がる取組の一つになると考えられます。

次のページに参りまして、間14-1、親族の後見人となって支援することに抵抗がある理由についてです。こちらも複数回答を可としております。

「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がない」が47.6%、「財産管理や契約行為を行うことに重い責任を感じる」が45.3%、「財産管理や契約行為を行うことによりトラブルに遭いそうだから」が40%を占め、多くの市民の方が後見人になることに対して不安を感じているということがわかります。

そういったことから、後見人に対する相談、支援体制が求められているということがわかります。

次のページに参りまして、問15、成年後見制度が利用しやすくなるために重要なことについてです。こちらも複数回答が可となっております。

「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」、「財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること」、「制度を利用するための手続の複雑さが解消されること」、「制度の内容を知る機会が充実すること」の項目がそれぞれ5割を超えており、こちらも同様に、相談や広報機能の充実が求められていることがわかりました。

最後のページには、市民アンケートを行った際の質問票を参考に添付しております。

以上で、市民アンケートに関する説明を終わります。

○畑部会長 ありがとうございます。

資料4に基づき、札幌市における成年後見制度に関する市民意識調査の結果について、ご報告いただきました。

説明の中にもあったように、調査結果を見ていると、広報、周知をしっかりと、制度自体について知っていただくことが基本的な方針の一つになることが見えてきたかと思えますけれども、もう一方では、利用したいと思わないという方が、制度を知っていようがいまいが、人数が割合的に余り変わらないというところもありますので、このような方々に対してどのようにアプローチしていくべきかといったところも、重要なテーマになってくるかもしれないと感じた次第です。

利用したいと思わない理由については、問13-2のところでもそれぞれ結果が出ていますけれども、回答は選択方式なので、選択肢であればこういった傾向になるけれども、そもそも利用しないといけない状態になることに抵抗感があり、利用するという点に関して否定的になっておられる方も多いのではないかとというイメージもあります。こういった点も踏まえて、次回以降に具体的に策定していく利用促進計画の中で、皆様から積極的なご意見をいただければと思っておりますけれども、今日の時点で、資料4に基づいて、皆様から、このような点も気になるとか、こういった点も重要になってくるのではないかとという部分がありましたら、ぜひ挙手をしてご意見をいただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○畑部会長 今見ていただいてすぐというの、なかなか調査結果というの、見え方が難しい部分もあるかと思っておりますので、この結果に基づいては、今日の時点でということではなくても、次回以降の議論の中で、こういった資料を根拠として発見いただくということも大いに重要かと思っておりますので、その際にご発言いただいてももちろん構いませんので、ぜひまた詳しくお目通しいただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○畑部会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

続いて、議事(4)成年後見制度の関係機関・団体の取組状況についてということで、資料5をご準備いただいておりますので、まず、事務局から資料5に基づいてご説明をい

ただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、成年後見制度に関する取組状況についてですが、各団体の皆様には、アンケートにご協力いただきましたことに改めてお礼申し上げます。

これまで、各団体で行われてきました成年後見制度に関する広報や相談業務などについて、他の団体の皆様にも情報を共有させていただき、今後の地域連携ネットワークを考えていく上で参考にさせていただきたいと考えまして、この度、資料をまとめさせていただきました。

お手元の資料5に、各団体にご回答いただいた取組状況をまとめておりますけれども、具体的な取組については、事務局からではなく、各団体の代表の方から説明をお願いしたいと考えておりますので、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

○畑部会長 ありがとうございます。

それでは、お手間ではございますけれども、ぜひ委員の皆様から、資料5に基づいて、簡単に構いませんので、それぞれご意見を頂戴できればと思います。

その際には、委員の皆様だけではなくて、調査にご協力いただいている札幌市家庭裁判所様からもぜひご意見をいただければと思います。まず、委員の皆様からということで、弁護士会の関口委員からご説明をお願いします。

○関口委員 弁護士の関口でございます。

表の一番左側の札幌弁護士会と書かれているところの説明をさせていただきます。

基本的に、成年後見制度に特化した相談窓口を設けているとか、そういうことはございません。高齢者、障がい者向けの相談窓口「ホッと」と書かれておりますが、そちらの相談機関があるということと、あとは個別の各種弁護士会の法律相談を実施している形になります。

1枚めくっていただきまして、2枚目の中段、札幌弁護士会の回答のところですが、弁護士会の法律相談センターにおける一般相談、それから、高齢者障害者支援センター「ホッと」における来館相談、さらには出張相談があります。

それから、高齢者、障がい者、また、福祉関係者向けの電話相談が北海道弁護士ホッとラインという形で各相談を実施しています。

③の多く寄せられている相談内容についてということで、幾つか書いておりますが、あくまで一般的な相談ということになっております。

問2-3にも書いておりますが、後見のみに特化した常設の相談窓口を設置する予定は今のところございません。

次に、3枚目です。

弁護士会で後見人名簿、後見人候補者名簿というものをつくってございまして、裁判所から後見人を推薦してほしいという依頼が来たときには、その名簿から、順次、後見人候補者を推薦していく形をとっております。

名簿掲載者としては、4月現在で331人を登録しており、受任件数は1,631件となっております。

弁護士会として回答したのは、こういったところでございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等がある方がおられるかもしれませんが、まずは、資料に基づいて、それぞれの方からご説明いただいた後、ご質問等のお時間を設定したいと思います。

続きまして、成年後見センター・リーガルサポート札幌支部の岩井委員からお願いします。

○岩井委員 岩井でございます。

成年後見制度ができて、ちょうど20年になるのですけれども、私たちのリーガルサポートは、ちょうどその前の年に設立しました。当時は社団法人、今は公益社団法人です。

設立した一番大きな目的は、どんなに立派な制度でも知らなければならぬに等しいという言葉があるように、やはり、まずは周知しなければならないだろうということで、その当時からパンフレットなど、いろいろなものをつくって現在に至っております。

資料5の①の一つ挙げておりますけれども、恐らく10から20種類くらいのいろいろなものをつくって配布させていただいているということで、そういう意味では、私たちとしては制度広報ということに、今までもこれからもかなりの重点を置いていきたいと思っております。

そのほか、市民向けのイベントもその広報の一環として、いろいろな方に対してこの制度を知っていただくということで、各界の方をお招きして、いろいろなシンポジウムやイベントを行っておりますし、札幌市だけではなくて、地方の市町村にもこちらから直接出向いてセミナーなども行っている状況です。

札幌市の力を借りて、広報さっぽろなどにも広告を載せてもらっているということもしております。いろいろな意味で、もしご依頼があれば、どこにでもセミナーに行くという体制でおります。

特徴的なのは、リーガルサポートの中には、札幌市部の中にリーガル一座という劇団を持っておりまして、その劇団が前座で15分か20分くらい、簡単な成年後見制度の劇を行い、その後、説明に入るということもしております。これは、道央が中心ですけれども、どこでも出掛けて行き、好評をいただいているところです。

2枚目に行きまして、相談窓口としては、司法書士会館の中で面談による相談を行っておりますし、毎日、12時から3時まで電話での相談も受けております。

それから、出張相談も受けておりまして、これも月曜日から金曜日まで行っております。そのほか、いろいろなところで無料相談会なども行っている状況でございます。

地方から要請があれば、ある意味どこへでも出掛けて行って相談会を行うという状況でございます。

次のページにいきまして、名簿ですが、私たちも後見人候補者の名簿登録という形で、

ただ単に会員になるだけでは駄目で、一定の研修、単位を取った人だけが後見人になれる候補者ということで、その候補者の名簿を家庭裁判所に提供させていただいております。また、本年6月6日時点で、後見人候補者名簿掲載人数は127人、受任件数は979件となっております。

そのような形で、今後も制度の発展と広報に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

続きまして、北海道税理士会成年後見支援センター長の石川委員からお願いします。

○石川委員 北海道税理士会の石川でございます。

それでは、北海道税理士会の成年後見支援センターについてご説明申し上げます。

私ども税理士会は、まず、日本税理士会連合会が成年後見支援センターをつくり、その後、北海道にも平成25年7月に成年後見支援センターを設立し、現在に至っております。

成年後見制度に関する広報については、会館内にパンフレット等を用意しており、税理士が一般市民への対応相談に応じる旨周知しております。

平成30年度における市民向けイベントについては、通常は成年後見と相続税に関する無料相談を年に一回、札幌の地下歩行空間において実施しております。本年も11月15日に開催する予定となっております。昨年の実施状況は、北海道内の約90名の一般市民の方の相談を受けております。

2枚目に行きまして、相談窓口につきましては、私どもは基本的には電話相談という形で、毎週火曜日に税理士会館において電話による相談を受け付けております。

なお、面接等を希望する場合には、その都度対応する形をとっております。人員体制については、12名の相談員を毎月ごとに配置のうえ対応しております。

その他の活動は、先ほど言った地下歩行空間において、相続税と成年後見制度についての相談を実施しております。

次のページの3枚目になります。

後見人等の候補者名簿につきましては、私ども税理士会の中で年に一度、日税連主催の成年後見人の養成研修を実施し、かつ、2年ごとに後見指導者研修を実施しております。

そして、このうち、制度の研修を受けた者の中から、損害賠償責任保険に入った者のみを名簿に登載しております。基本的には、現在、研修を受けている人数は大体100名前後あり、そのうちの約半分くらいが名簿に登載することとなります。

以上でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

続きまして、北海道者社会福祉士会です。

○菅委員 北海道社会福祉士会の特徴というと、やはり福祉に特化しておりまして、利用者様など全ての市民の方たちの権利擁護を守るところが、私たち社会福祉士会の与

えられた任務ではないかと思っております。

まず、私たち社会福祉士会は、北海道社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ北海道が取りまとめ等を行っており、その中でセミナーの参加者へのパンフレットの配布、成年後見制度の概要説明などを行っております。

また、市民向けイベントなどは、現在、行っていませんけれども、今後の課題と思っております。

広報機能に関する今後の予定ですけれども、今後も権利擁護セミナーを各地区支部で行っていく予定です。

2枚目をお開きください。

まず、相談窓口ですけれども、私ども社会福祉士会は、かでの2.7に権利擁護センターばあとなあ北海道がありまして、専門相談員を1名配置し、平日9時30分から16時30分までいろいろな相談を受けております。個別に相談員が相談に応じ、訪問もしております。料金は無料です。

また、多く寄せられる相談ですけれども、制度内容や利用手続きに関する質問、また、財産処分等の後見活動、その他、どこに成年後見制度を頼んだらいいのかという相談も最近が増えております。

相談機能に関する今後の予定ですが、相談窓口及び相談会事業を継続してまいりたいと考えております。

次のページを開いてください。

北海道社会福祉士会の成年後見人の養成について、成年後見人候補者名簿の整備ですが、現在、道としては298名おりまして、受任件数は597名です。これは、平成31年1月時点です。

私ども社会福祉士会は、成年後見人は社会福祉士なら誰でもできるような形にはなっておりません。まず、団体内で行われる基礎研修を3年受講しまして、受講を終了した会員を対象に、人材育成研修及び名簿登録研修を行っております。

また、後見人になった会員に対しても、毎年4回、道央地区支部では、継続した研修を続け、できるだけ後見人の質の向上を図っております。

また、成年後見人候補者の推薦依頼を受けた場合ですけれども、それは、私ども道央地区支部において、合議体といいまして、必ず1人、2人で決めるのではなくて、4人以上の運営委員が集まって、家庭裁判所から推薦いただいた方に対し、受任者を誰にしたらいいかということ必ず顔を合わせて話し合っております。

そのときには、女性がいいのではないか、障がい者の専門がいいのではないか、こういう職業の方がいいのではないかなど、かなり話し合いをしております。

成年後見の担い手育成に関しては、各地区支部で運営委員の会員が運営協議会の委員として、札幌市以外の市区町村にも委員として参画しておりまして、いろいろなコンサルテーションなどを行っております。

私たち社会福祉士会では、高齢者や障がい者、また、児童後見の問題も話し合われております。今後も、多くの人たちに対し、身上監護を大切にした成年後見制度を広めていきたいと考えております。

以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

続きまして、北海道成年後見支援センターの南方委員からお願いします。

○南方委員 よろしくお願いいいたします。

まず、1ページ目は広報のパンフレット関係ですが、特記事項に記載したとおり、私どもは意外と任意後見に対するご相談が多いので、任意後見に特化したパンフレットを作成し、ご案内しているということがございます。

②のイベントについても、特記事項に記載しましたが、去年は偶然、親亡き後の成年後見制度の利用という、かなり間口を狭く絞ったところのご要望があったので、そのような勉強会をさせていただきました。

③ですが、会報誌どさんこ後見通信というものを出版しております。あくまでも会員向けですけれども、新鮮な情報があるときには、外部の関係機関にもお配りをしながら情報提供に努めております。

2枚目に行きます。

相談機能のところですが、私どもは90件ということで、この相談機能については、なかなか貢献できていないところがあるのですが、特記事項に記載のとおり、総務省の札幌総合行政相談、東急百貨店でやっているところの相談所に相談員を派遣して、相談対応をさせていただいております。

そのページの一番下に記載したのですが、私どもが相談で心がけていることは、相談の早い段階で、本人の状況、例えば、利用目的や能力の程度、親族の有無等々でどの制度に繋いだらいいのか、法定なのか、任意なのか、日常生活自立支援なのか、または区役所の福祉課なのかと、こういうところをまず判断するというのを心がけて相談対応をしております。

次のページに行きます。

利用促進の候補者の推薦状況です。

私どもは、②記載のとおり、成年後見人の推薦規則を設けまして、例えば、ご希望を聞いて男女の会員を決めるですとか、当事者の居所の距離等、このような順位をつけながら候補者をご紹介しているということになります。

最後は、このページの一冊下段に記載しましたが、私ども北海道内の会員から聞きますと、小さい市町村は、広域でネットワークをつくる等々を聞いております。他の市町村は、大きい札幌市には牽引役といえますか、どう進めていくのだろうかという気持ちが非常に高いことを聞いております。

以上でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

続きまして、札幌後見支援の会の半藤委員よりお願いします。

札幌後見支援の会の会長の半藤です。

札幌後見支援の会はどんな組織か、皆さんはご存じないのではないかと思いますのですが、基本的に、札幌後見支援の会は、裁判所からの依頼に基づいて後見人になるという組織であり、それによって裁判所に協力するとともに、後見人になることを通して社会後見を目的とする組織です。

他の地域には、こういう組織はないと聞いております。

このような組織ですので、後見制度の広報活動は今まで全くしておりませんでした。ただ、札幌後見支援の会としても、広報活動の重要性については十分認識しておりますので、今後は、皆様と協力しながら広報活動をしていきたいと考えております。

また、札幌後見支援の会は、裁判所の調停委員と元裁判所職員のみで構成されております。内部的には後見制度の相談機関があるのですが、それは対外的に開かれた相談機関ではありません。

そういう意味では、今回出席されている他の団体とは基本的に組織が異なっていると思うのですが、弁護士会や司法書士会、それから、税理士会などいろいろな団体から皆さんご出席されておりますけれども、札幌後見支援の会は、市民後見人に近い存在だと思っておりますし、私たち自身も市民後見人の先駆けだと認識しております。

今までに大体100件以上の事件を抱えておりますし、今も60件以上の継続事件を持っておりますので、それらの経験等に基づいた発言をしていきたいと考えております。

札幌後見支援の会の後見人は、適正な事務処理と手厚い身上監護、つまり被後見人に寄り添った身上監護を目標としておりまして、特に、手厚い身上監護につきましては、促進法の目指すところと一致するのではないかと考えております。

実際に、私たちは後見人をやってみるとよく思うのですが、やはり、ある程度の知識と経験がなければ、後見事務は難しいと認識しております。

今後の方針として、親族後見人の活用などが打ち出されておりますが、そうであれば、それに対応した後見人に対するきちんとしたサポート体制を整える必要があると考えております。

札幌後見支援の会は、そもそも主な構成員が調停委員ということでありまして、いろいろな社会経験を有した人が調停委員になっておりますので、例えば、内部でさまざまな後見の問題があったときに、誰にでも相談できますし、聞けば何でもわかるといたしますか、福祉的なことも含めて回答が後見支援の会の中でも得られるという状況にあります。

ただ、今後、中核機関ができて、そこが後見人にいろいろアドバイスをしていくということになるようですが、特に今後、親族後見人が増えると聞いております。そうなってくると、かなり中核機関のウエイトが大きくなっていくのではないかと、重要性が増すのではないかと考えております。

特に、我々は実際に後見事務をやっておりますも、実際に問題となるのは、法律行為というよりも、例えば、ごみ屋敷の処理や葬式をどうするか、生活保護をどうするのかといった、事実行為に近いことが相談として上がることが多いです。

そういうことを考えますと、中核機関ができたとしても、いつでも簡単に、気軽に相談できるということが、まず一つ重要になるかと思えます。それから、事実行為のようなことでも、何でも相談できると。そこで、きちんとした事例に即した回答が得られるということが大事だと思いますので、そういう組織ができるように、これから我々も意見を述べていきたいと考えております。

アンケートとはずれてしまいましたが、思っていることを言わせていただきました。

○畑部会長 ありがとうございます。

続きまして、札幌市社会福祉協議会の瀬川委員からお願いします。

○瀬川委員 札幌市社会福祉協議会でございます。

資料の説明ということで、資料5の1ページ目の右から二つ目が札幌市社会福祉協議会です。

まず、広報機能ということで、チラシやパンフレットについては、ご承知のとおり、私どもは、法人後見のほかに、その一歩手前といいますか、日常生活自立支援事業も実施しておりますので、チラシ、パンフレットのPRについては、日常生活自立支援事業と合わせた形で、成年後見事業についてもPRをしているところでございます。そこに書いておりますように、地域包括支援センターや相談支援事業所等に配架をさせていただいているところ です。

それから、イベントについては、市民向けのセミナーのほか、福祉、医療、保健関係者のセミナーを別に実施しております、資料の下から2段目に5月下旬と書いておりますけれども、これは6月の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

これは例年やっております。本年度も福祉・医療関係者のセミナーを6月に、それから、市民向けのセミナーは9月に実施をする予定でございます。

広報機能については、先ほどのアンケートの結果の中にもありましたように、大切な機能だと思っております、私どもの取組は、質あるいは量ともにもっと拡充していくことが必要と感じているところでございますが、業務執行体制がそれになかなか追いついていないというのが正直なところ です。

それから、ページをめくっていただきまして、相談機能というところでございます。

相談機能につきましては、ここに書いておりますとおり、高齢者・障がい者生活あんしん支援センター、私どもの事務局にございます自立支援課という一つの課の中に、そういう形でのセンターという名前をつけて、高齢者虐待、障がい者の虐待相談、あるいは福祉サービスの苦情相談などと一緒に、後見についての相談なども受けておりました、人員体制としては嘱託職員2名でございます。

件数については、3,789件でございますが、下に内容が書いてありますが、制度一

般のお話については大体170件くらいで、利用手続、申し立て等で3,200件くらい、報酬助成の関係で370件くらいということで、具体的な利用手続の相談が非常に多いところでございます。

なお、ここに書いてございますように、現状については札幌市からの委託事業で実施をしているものでございます。

それから、最後のページになります。

私も、今、法人後見を実際にやっております。法人後見の受任案件は、基本的には市長申し立て案件の中で後見相当となっているものの中から、法人後見を受けているということでございまして、平成30年度までで7件ほど受任しておりましたが、1人死亡され、現在、法人後見としては6件実施しているところでございます。

法人後見を受任するかどうかについては、日常生活自立支援事業の中に権利擁護審査会がございますので、その中で個別に相談をしながら決めさせていただいているところでございます。

それから、ページの一番下の問4のところ、利用促進に関する自由意見ということで、これについては次回以降の部会の中でご議論されると思っているのですが、私自身も、成年後見制度については、そんなに詳しくはありません。専門の部署でしっかりやっておりますので詳しくはないのですが、今回、国でつくった協議会のイメージがありまして、真ん中にチームが二つある図を見ても、中核機関や地域連携ネットワーク、協議会がチームを支援するというイメージが具体的に湧いてこないのです。

協議会の単位が全市だけなのか、区単位でやるべきなのか、地区単位まで落とし込んでやるべきなのか、そこら辺の議論を少ししないとなかなか難しいと思っています。

二つ目の項目に書いておりますけれども、特に、高齢者については、地域ケア会議が地区単位で開催されておりますので、そことの連携ができるという意味では、地区単位での連携が非常にしやすい部分はございます。

一方で、障がい者については自立支援協議会がございましてけれども、聞く限りでは区レベルだということですから、高齢者と障がい者の間での取り扱いみたいな連携の仕方が難しいという気がしております。これについては、次回以降の中で具体的な協議、ご相談をさせていただければと思っているところでございます。

社協については以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

続きまして、オブザーバー参加ということですが、札幌家庭裁判所の久保判事よりお願いしたいと思います。

○久保判事（札幌家庭裁判所） 札幌家庭裁判所の久保です。

発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

札幌家庭裁判所では、事前に幾つか回答をさせていただきましたが、先ほどご説明のありました、資料4の市民意識調査の結果等も踏まえて、特に回答させていただいたものの

うち、2枚目の右下、問2-4、この点について申し上げたいと考えております。

家庭裁判所においては、後見制度の運用において、後見人の選任や解任をする役割を担っております。このような役割において、家庭裁判所としましては、基本計画の言うところの利用者がメリットを実感できる制度や運用の実現のため、後見人になるのにふさわしい親族や市民後見人等の本人に身近な支援者がいらっしゃる場合には、できる限りそのような方を選任することが望ましいと考えているところです。

これに関連しまして、先ほどの市民意識調査結果を見ますと、例えば、資料4の問13-1を見ると、後見人となって支援してほしい相手方については、「配偶者や子どもなどの親族」が82.9%となっております。多くの市民の方は、親族などの本人に身近な方が後見人になってほしいと考えておられます。

他方で、問14-1を見ますと、親族の後見人となって支援することに抵抗がある理由として、「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がないから」が47.6%となっております。続きまして、問15を見ますと、後見制度が利用しやすくなるために重要なことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が55.9%となっております。

先ほど申し上げたとおり、家庭裁判所としましては、親族や市民後見人の方をできる限り後見人に選任するというところで考えているところですが、そのような選任をする上では、財産管理も含めまして、日常的な後見業務について相談に乗ってくれる窓口、機関が必要だと考えられます。

そこで、このような趣旨もありまして、先ほど回答の問2-4というところに記載させていただいたとおり、日常的な相談に乗ることのできる環境を整えることが重要だと考えております。

以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

取組状況調査にご協力いただいた関係団体の皆様からご報告、ご説明いただきましたが、以上の内容について、何かご質問や確認などがございましたら、ぜひご発言いただければと思います。

○岩井委員 岩井です。

皆さんから、広報の部分が非常に重要だというご意見がありました。私もそう考えているのですが、1枚目の一番下に、広報機能に関する意見というところに書かせていただいたのですが、市民が一番訪れる場所は区役所かと思しますので、できる限り区役所にパンフレット等を置かせてもらいたいということで、私たちは足を運んでいろいろとお願いしているところですが、区によって素直にいいと言ってくれるところもあれば、今はどうのこうのと、対応がまちまちなどところがあるものですから、何か基準があるのであれば、それを満たしているのか、いないのかということで、私たちもある程度わかるのですけれども、そういうこともわからない段階で、前はよかったけれども、今回はだめと言われたり

するケースもあります。そこは、今後、もしできれば、こういうものは置かせていただけるようにしていただければという希望です。

○畑部会長 今後に向けたご意見というところもありますが、現時点で事務局からお答えいただけることがあればと思いますが、いかがですか。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 各区役所の配架スペースの関係で判断が分かれているということは把握しております。今後、関係団体の皆様が区役所にパンフレット等を配架したいということがございましたら、私ども総務課にご連絡いただければ、ご希望に添えるかどうかはわかりませんが、各区に働きかけることはできますので、ご一報いただければと思います。

○畑部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

部会長を仰せつかったものの、私自身、本当に不勉強で、札幌でこれだけの団体の方がこれだけの取り組み、活動をされていらっしゃるということを改めてしっかりと認識できたわけですがけれども、皆様も、日ごろから他団体の動向ということについて把握されていらっしゃる方もおられれば、もしかしたら、十分見えないというところもあるかと思しますので、次回以降、具体的に計画を策定していくときに、それぞれの活動のよい点、あるいは、活動していく中での課題も踏まえながらご意見をいただければと思います。

私は全くの不勉強ですので、とんちんかんな質問であれば笑って流していただきたいのですが、資料5の3枚目の問3-1で、後見人等の候補者名簿の整備についてということとで、それぞれの団体で整理されている名簿に掲載されている方について、日付時点はそれぞれですがけれども、相当数の人数が掲載されております。これは、重複はあり得るのでしょうか。

同じ1名の方が幾つかの団体の名簿に掲載されている可能性についてです。これをどなたにお聞きすればいいのか私はわからないのですが、この点はいかがですか。

○岩井委員 司法書士会としては、重複はないと思っております。

まずは、司法書士会のリーガルサポートの会員になっていただいて、なおかつ、研修を受け、一定の単位を取得した人のみというこの原則はずっと守られておりますので、ほかの団体としても登録しているということはないと思います。

○畑部会長 ありがとうございます。

わかる範囲で、他の委員の皆様からもしご意見があればお願いします。

○菅委員 北海道社会福祉士会ですがけれども、私どもとしても重複しているという認識はないです。

ただ、資格なものですから、私どもの社会福祉士会の中では研修を受けて、なおかつ、きちんと登録名簿に掲載された人間ということで、それは決まっています、名簿の中での重複はないのですが、例えば、社会福祉士と司法書士を持っているような人たちが最近が増えております。

そういう意味で、もしかするとリーガルさんの研修を受け、お互いの団体で名簿に掲載されるということも、今後はあり得るのではというお答えでよろしいでしょうか。

○畑部会長 ありがとうございます。

ほかに何か把握されていらっしゃるものがあれば教えていただければと思います。

○石川委員 北海道税理士会ですけれども、私どもの場合は、名簿登載する場合には必ず賠償責任保険に入りますので、そういう形で他の団体に入っている方はいらっしゃらないと思います。

○南方委員 行政書士会でございます。

私どもも重複はございません。養成研修、更新研修、賠償責任保険、こういう要件で把握しております。

○畑部会長 ありがとうございます。これだけの方が名簿に掲載されていて、恐らくは名簿の中での直接の重複は少ないのではないかということが見えてきますけれども、実際にはそれぞれの団体間で、いずれに属していてもおかしくないような方が一部におられるのではないかと思います。

実際に、各団体の中で、本当にさまざまな研修あるいは条件を定めて名簿に登録いただいているという状況ですけれども、他方、各団体で条件が違うということであれば、学んできた研修であったり、現状での状況もそれぞれということもあるかと思えます。

今後、利用促進計画を策定していく際、中核機関としての相談機能を果たしていく場合、相談されてくる後見人の方はさまざまかと思えます。

そういったところで、どういった形で皆さんが後見人になられているのかに関しても、この部会を通して共有できていければ、議論として非常に盛り上がると思いますか、充実していくと思えますので、皆様にぜひ積極的なご意見をいただければと思います。

資料5に関して、ほかに皆様からご質問、ご確認があればと思いますけれども、いかがですか。

○由井委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の由井です。

資料5の前に広報のことで言うと、資料2の別紙、ネットワークのイメージ図中、認知症高齢者の周りの近くにケアマネジャーがいるわけですけれども、先週、私どもの会では理事会がありまして、今回、権利擁護部会に出席するにあたって普段関わっているケアマネジャーの皆さんに、どんな状況かということを知ってみたいと思います。

理事が約20人いる中で、成年後見のことを知っているケアマネジャーさんはたくさんおりますが、札幌市内にいるケアマネジャーさんは、皆それを同じレベルで知っているかという、決してそうではなく、知識の差に開きがあるということが非常に大きな課題と我々は認識しているところです。

今日、この資料を見させていただき、これだけたくさんの団体がいろいろな取組をされているということを改めて教えていただきました。ちなみに、私どもの会員は約1,500人いて、札幌市内にも在宅のケアマネジャーが約1,500人いらっしゃるのですけれども、

ケアプランをつくることに力を注いでいて、その方が成年後見制度を利用したほうがいいのかどうなのかの見極めができてきているかというのは非常に大きな課題であるのです。

ですから、ケアマネジャーが対象としている利用者さんが、成年後見制度の対象として考えられ、ご本人、ご家族に提案したりといったタイミングがわからないでいるケアマネジャーがたくさんいると思うのです。

わからないから踏み込めないでいる、という事案もたくさんあるのではないかと思います。これから、その辺をもう少し整理していけると、利用促進にも繋がるという話を先週していました。今後、当会としても、いろいろなところで周知活動、広報活動に協力させていただきたいと考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

高齢者の方の日常に寄り添って支援されていらっしゃるケアマネジャーの方々が、その方に対して制度が必要かどうかということ判断していければ、利用促進という部分に関しては大いに貢献いただける部分があると思いますので、こういった機会を通して、どのように連携が図れるかという点についても意見交換ができればと思います。

お時間が大分迫っておりますが、資料5についてはほかによろしいでしょうか。

この点も、今回で議論が終了というわけではなくて、次回以降に策定していく際に、これに基づいての発言をということだけでいただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

#### 4. その他

○畑部会長 議事は以上4点ということになります。続きまして、次第の4、その他でございます。その他の点につきまして、事務局から報告があればお願いします。

○事務局(北村福祉活動推進担当係長) それでは、第2回の権利擁護部会の日程調整についてご連絡させていただきます。

事務局より、第2回権利擁護部会開催日程調整表と記載された用紙をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

第2回の権利擁護部会は、9月2日から9月20日の間で開催したいと考えております。

お手数をおかけいたしますが、用紙の日程表にご都合が悪い箇所にバツ印をご記入の上、締め切りが早く大変恐縮ですけれども、7月9日火曜日までにお配りしている返信用封筒にてご提出をお願いいたします。

皆様からご返送いただいた後、事務局にて日程調整のうえ、第2回権利擁護部会の開催日程をご連絡させていただきます。ご協力のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

今、日程をご確認いただいている方が多くおられますけれども、早速、第2回権利擁護

部会の日程調整ということになります。できる限り多くの方にご出席いただき、議論を充実させていきたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議題としては、以上をもって全て終了となりますけれども、改めて、全体を通して確認やご質問があれば、委員の皆様からご発言いただければと思います。

○関口委員 弁護士の関口でございます。

今日はいろいろな資料がございましたけれども、弁護士会の一員としてではなく、あくまでも弁護士の私個人としての私見を述べます。

例えば、市民意識調査の間14です。親族の後見人となって支援を行うことに対して抵抗を感じるか否かというところで、支援することに抵抗はないと回答した方が48%で、後見制度を知っている人に限ると61.4%、後見のことを知れば知るほど、他人の財産を管理することに抵抗がなくなるというのが私は非常に違和感があります。

この質問の捉え方にもよるのでしょうけれども、利用促進の趣旨からは外れますが、やはり後見活動を多くやっていると、後見人が負うべき法的な責任ですとか、道義的な責任を考えるとこの回答結果は非常に違和感があります。

他人の財産を扱うということは、1円でも間違っただけではいけないのです。絶対に1円でも間違っただけではいけないのです。まかり間違えて用途不明の支出が出てしまうということがあれば、自腹を切っても埋めなければなりません。それが後見業務だと思っています。

昨日も、私が後見人を務めている方が自宅で転倒し、大腿骨を骨折して、緊急入院で今日は手術するという話が来まして、そういう場合は、仕事を全部キャンセルして対応しなければいけません。知れば知るほど、後見人の責任は重いと感じています。広報の機能は非常に大切だという話もございましたけれども、負の部分も伝えていくことも必要だと思います。

他の意見としまして、利用促進の関係で、今後、非常に重要なのは病院や施設の対応になると思っています。というのも、これまで、入院手続をとるとか、施設入所手続をとるといふときに、本来、そういったことを求めてはいけないのですが、施設側から後見人に対して、連帯保証人になって欲しいと、なってくれないのなら入所を認めませんと言ってきたりします。また、病院も、連帯保証人になって欲しい、そうしないと入院は難しいです、というような話が多々あります。

医療機関も施設も、そういったことを後見人に求めることはできないということを知っていても、後見人が連帯保証人にならないと駄目、ということが現実に起こっています。私自身も、入院手続をとるために必要であれば、本来そんな義務はないけれども、連帯保証人にサインしますということを経験しました。

そういったところの意識改革、病院施設側の意識が変わらないことには、後見の利用促進ということは恐らく難しいだろうと思います。市民の方が後見人になって、実際に施設入所、入院という現場で連帯保証人になってくれと言われても、サインをするのは不可能だと思うのです。そういったところの改善が必要かと思っています。

それから、申し立ての促進、申し立ての支援ということも多々話題になります。これは、家裁の運用を変えてもらう必要があると思っていますのですが、何十年も音信不通の場合、例えば、60年も70年も連絡をとったことがない兄弟、姉妹に対して、後見開始決定することについて同意書をとってくれと求められて、もしそれがとれないのであれば、裁判所から意向調査をするから、しばらく時間がかかりますという対応をされることがあります。そうすると、ご本人やご家族は、60年も70年も音信不通の兄弟に今さら連絡はとりたくないという方もいらっしゃいます。そういったところも、後見を広げる、利用促進するという観点からすると、変わっていかねばいけないと思います。

市長申し立てがなかなか難しい原因も、親族を調査する戸籍をたくさん取り寄せる、場合によっては50通、60通の戸籍を取り寄せなければいけない、その負担がなかなか難しい、戸籍をとっていくこと、追っていくことが難しいということもあるのではないかと考えています。

たくさんの意見を言って申しわけないのですが、1回目なので基本的なスタンスで話をさせていただきます。

資料2の別紙の地域連携ネットワークのイメージという図がありました。これは、恐らく国がつくっているものなので、私がここで何か意見を言ってどうこう変わるという話はないのですが、多分、これを見ると、後見の利用に非常に抵抗を感じる方がいると思うのです。それは、ご家族です。この図に家族が載っていないのです。本人、後見人がチームとなっているのですが、本人とこれまでずっと血のつながりをもって、場合によっては配偶者として生活を送ってきた方なので、家族の意向をないがしろにして何か進めることはできませんので、この中に家族が入らなければいけない、入ることは必須だろうと思います。

実際に私も後見業務をしていて、一番頼りにするのも家族ですし、一番悩ましいのも家族の対応だったりします。中には、後見人をつけることに反対の意向を持っている家族から殺害予告をされたり、アポなしで事務所に何回も来たり、1日50回の電話を鳴らしてくるということもあります。私も当時、弁護士をやめて、後見人も全部辞任したいと思ったことも過去にありましたが、中核機関ができて、そういった相談をできる体制がこれから札幌市にでき上がってくるのであれば、後見人の負担も非常に少なくなっていくと思います。

最後となりますが、弁護士会の一員として、札幌市に従前から重ねて求めているところですが、成年後見の利用支援事業、後見人の報酬助成の件です。札幌市では、助成対象は市長申し立て事案に限定しておりますが、市長申し立て事案という要件を外して、全件報酬助成の対象にするという対応をすぐにでもとっていただければと思っております。

私からは以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

多くの部分にそれぞれご意見をいただきました。今後、計画を策定していく上で外せな

い重要な視点も多数含まれていたと思いますので、次回以降、具体的に策定していくときに、今回の議事録をもって意見を反映させていただきたいと思います。

ほかにいかかですか。

○岩井委員 関口委員、いろいろとありがとうございます。

私も言いたかったことが一つありまして、利用支援事業の報酬助成で、政令指定都市の中でも札幌市ともう数カ所くらいしか、市長申立てに限定しているところはないと思うのです。ほとんどのところは、報酬について、市長申し立てに限定していません。限定するというそもそもの根拠がありませんから、その辺はぜひ見直していただきたいと思います。

私たち専門職も、報酬を望めない案件をかなり受けてやっております。そういう中で、専門家がもう少しこれに取り組めるようになるためには、その前提としての基盤をきちんとしていただきたいというのは、私もまさに同感でございます。

それから、今後、こういう審議会、部会がされる中で、いろいろな情報を共有することがすごく大事かと思えます。先ほどありましたように、イメージの共有もすごく大事かと思っております。

例えば、今、厚労省が出している成年後見制度利用促進ニューズレターというものがずっと出ておりますけれども、こういうものをお持ちになっている方はいいのですが、いち早く情報として出していただくとか、この中では、今回、K P I ということで成果目標が設定されるということです。そうなってくると、札幌市としてもこの影響を受けてくるのかどうかということもあると思います。

何よりも、事業をやる以上は予算が一番重要な部分かと思えますが、その予算的なものがどういう状況にあって、どういう計画なのか、別に今日である必要は全然ないのですけれども、次回くらいにある程度のもを示していただければありがたいと思っております。

○半藤委員 札幌後見支援の会の半藤です。

私たちは、基本的にボランティアでやっていますので、報酬をもらえなくてもやむを得ないと思っております。

報酬の面は別として、我々がやっているが一番感じるのは、被後見人に寄り添う身上監護というものがあります。私は、身上監護とは何なのかといつも思うのです。どこまでやればいいのか、どこまでが範囲なのかがよくわからないで、本などを見ますと、事実行為は含まれないとか、いろいろと書いてあります。多分、事実行為を全くやらないような後見人であれば、誰も頼まないと思います。そんな人に、今後、面倒を見てもらおうなどと思う人はいないと思うのです。そうなると、後見人としてどこまでやるべきなのかということはきちんと考えなければならないし、後見人がやる身上監護はどこまでかということもきちんと考えてやることは非常に重要ではないかと思えます。

今回は、非常に熱心な方が来ておりますので、身上監護もきちんとやっておられると思うのですけれども、我々がよく後見人をやっている、ほかの人が全然来てくれない、後見支援の会はよく面会にも来てくれていろいろとやってくれるが、ほかの人は頼んでも来

てくれないし、病院になんて来てくれたことは一回もないというお話も聞きます。ですから、そういう後見人がまだいるとすれば、それが利用促進を阻んでいる一つの理由ではないかと思っています。やはり、PR活動もすごく重要ですし、必要ですけれども、後見制度をきちんとどこまでやるのか、どこまで寄り添えるのかというところもきちんと検討していかなければ、今後、後見制度が広まることにはならないと思います。その点も、この会の中で検討できたらと思っています。

○菅委員 北海道社会福祉士会です。

今、身上監護の話が出たのですけれども、今、日本の社会福祉士会では、利用者の意思決定支援についての研修を多く行っております。

世界的に見て、日本の権利擁護は非常に問題視されている現状があります。

その中で、私たち成年後見人が被後見人の意思決定をどこまで理解するか、その意思決定に対して寄り添うということを勉強していかなければいけないのではないかと思います。

そこも重要ではないかと思いましたが、意見をさせていただきました。

○白戸副部長 二つあります。

先ほど、瀬川委員からお話がありましたが、地域福祉の生活支援ネットワークの発展の中に、日常生活自立支援事業とか、成年後見制度の利用が広がってくるというのは、私は元々福祉でしたから、そのイメージがあります。

先ほど、エリアという話をされましたが、これから我々がつくる成年後見の利用促進計画、これは地域福祉計画と重なるということです。札幌の地域福祉活動の中に成年後見制度、成年後見支援というものをどのように盛り込んでいくのかという、地域福祉計画との関連を少し議論できるようなチャンスを与えていただきたいと思います。

二つ目は、由井委員と関係のあることですが、私の友人が、公正証書遺言と任意後見契約を交わして届けています。ですから、由井委員は包括ケアのケアマネジメントというところで、将来、介護保険サイドのサービスだけではなくて、自分の将来あるいは家族の将来の行く末に対して、ケアマネジメント支援という分野の中で、まだ自分が元気なうちに、自分のご家族の老後を考えていることと思います。

今、ACPというのが課題ですね、アドバンス・ケア・プランニングです。私が元気なうちに、自分がもしものときの医療の状況を指定しておくということです。

これと同じように、自分が認知症になったり、法律を履行する能力がなくなってしまうだろうことを見越して、今、現場の保健、医療、福祉の相談支援の中で、こういった制度の誘導を業務として組み入れていけないのだろうか、そうすることがトータルケアマネジメントではないのかという感じがします。

そういった関連でいろいろな議論をさせていただければと思います。

以上です。

○畑部会長 皆様、普段の活動を通して、非常に重要な知見をお持ちだと思います。次回以降、より議論が進んでいく形になります。次回、他の政令市の状況報告に加えて、計画

の構成の検討ということで、最初の段階の重要な議論になってくると思いますので、本日の後半にいただいたように、多様なご意見をお出しいただきたいと思います。

多くのアクターがいます。被後見人、その家族、後見人になられる方、後見人に対して関わりを持つ施設や病院の方々の対応、それを支える中核機関やチーム、ネットワークのあり方ということで、非常に多くの視点からの検討が必要になってくる難しい議論にはなりますけれども、そういった点について、今日の時点でさまざまなご意見をいただきましたので、次回、長丁場になってしまわないように、私としましても運営に気をつけたいと思いますが、積極的なご意見をいただいて、本当に充実した計画をつくっていきたいと思います。

## 5. 閉 会

○畑部会長 本日は、円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で第1回権利擁護部会を終了します。

以 上